

第1章 はじめに

1. 計画の目的

北摂の山並み、棚田、安威川等の自然、城下町や宿場町として栄えた歴史、そして恵まれた交通の便や豊かな緑を活かし広がってきた住宅地や商工業用地。茨木市は、北摂地域の中でも、こうした自然や歴史、市街地の中に見られる風景の多様さが際立っており、それぞれの資源が織り成す調和が、茨木らしい風景として人々の心に刻まれています。

今日、茨木市内の各地でこうした風景が見られるのは、私達の先人が、大切なものを守るため、それぞれの立場から取組んできた結果であるといえます。

景観という言葉には、風景をどのように「観」るのか、という意味が込められています。つまり、各地の風景を私達がどのように捉え、守り、育てていくのかが問われており、そのための人々の活動そのものが、次代の新たな風景として継承されていきます。

茨木市としては、山林や田園等の自然とそこで暮らす人々の豊かな営みや、まちなかに住む人々の住環境等を守るため、早くから都市計画制度を活用し、計画的な開発を誘導してきました。また、平成元年に『茨木市都市景観整備基本要綱』、平成2年に『茨木市都市景観整備基本計画』を策定し、茨木市の景観面での特徴を捉え、それを市民・事業者とともに守り、育てていくための取組みを進めてきました。

景観を良くしていくことは、まちを良くし、そこで生活する人々の心を豊かにしていくことに他なりません。全国に目を向けると、急速に変化する社会潮流の中にあって、自然やまちの持つ魅力を維持していくことの難しさに直面している地域や、日々の生活・活動の中で、それまで有していた魅力を一変させてしまったような地域も少なくありません。

各地域の個性ある景観を守り、育てていくための仕組みが、平成16年に制定された景観法により、我が国において初めて法制度化されました。その「基本理念」には、良好な景観が国民共通の資産であることが示されるとともに、市民、事業者、国、地方公共団体それぞれが良好な景観形成に向けて取組むべきことが「責務」として定められています。

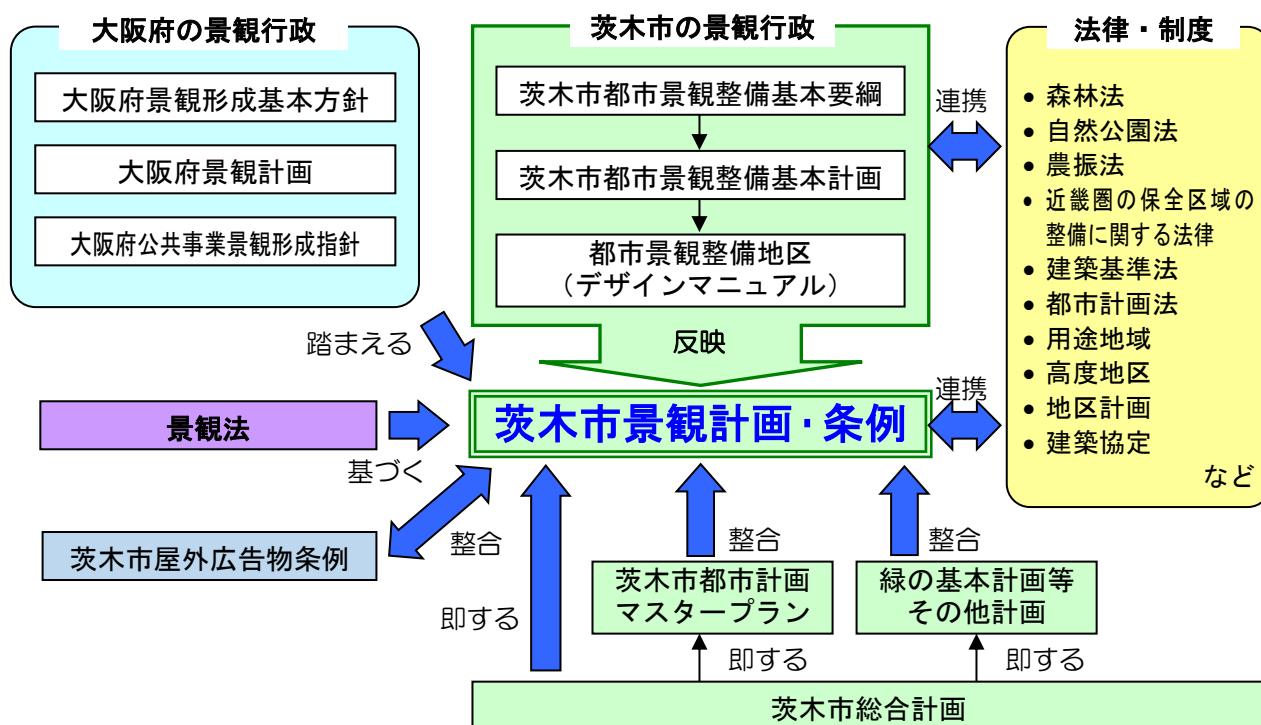
このような経緯の中で、茨木市では、景観法を活用した今後の景観行政の全体像を一つの計画書として示すことを目的に、景観計画を策定しました。本計画は、市民、事業者、行政それぞれが、将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための指針となるものです。

市内での景観形成に際しては、表面的な見た目の良し悪しだけを考えるのではなく、先人達が大切にしてきた周りへの気づかいや美意識を再認識しながら、「景観」をテーマに、今を生きる私達のライフスタイルや事業活動、公共事業等のあり方を見つめ直し、まちづくり、人づくりを進めていきたいと考えています。

2. 計画の位置づけ

景観計画は、これまでの茨木市の景観行政を重視し、その理念等を踏襲するとともに、大阪府の景観行政、さらには関連計画との整合に留意して策定しています。また、関連法令・制度との連携により、茨木市の良好な景観形成を誘導していくための方針も示しています。

なお、これまでの景観行政の取組みであった「茨木市都市景観整備基本計画」「都市景観整備地区デザインマニュアル（以下、「デザインマニュアル」という。）」の内容は景観計画に反映し、「茨木市都市景観整備基本要綱」の内容は景観条例に反映させることとします。

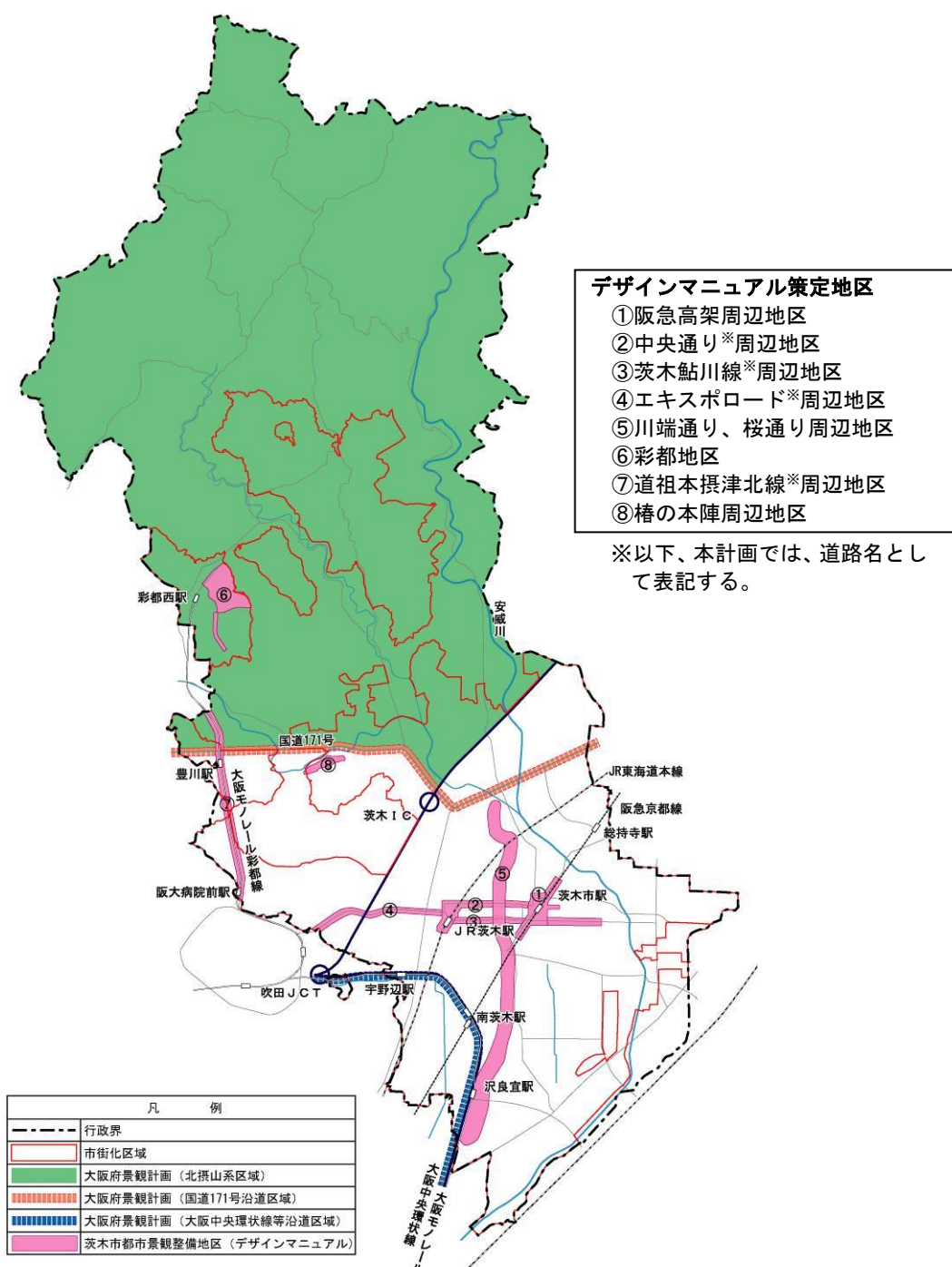


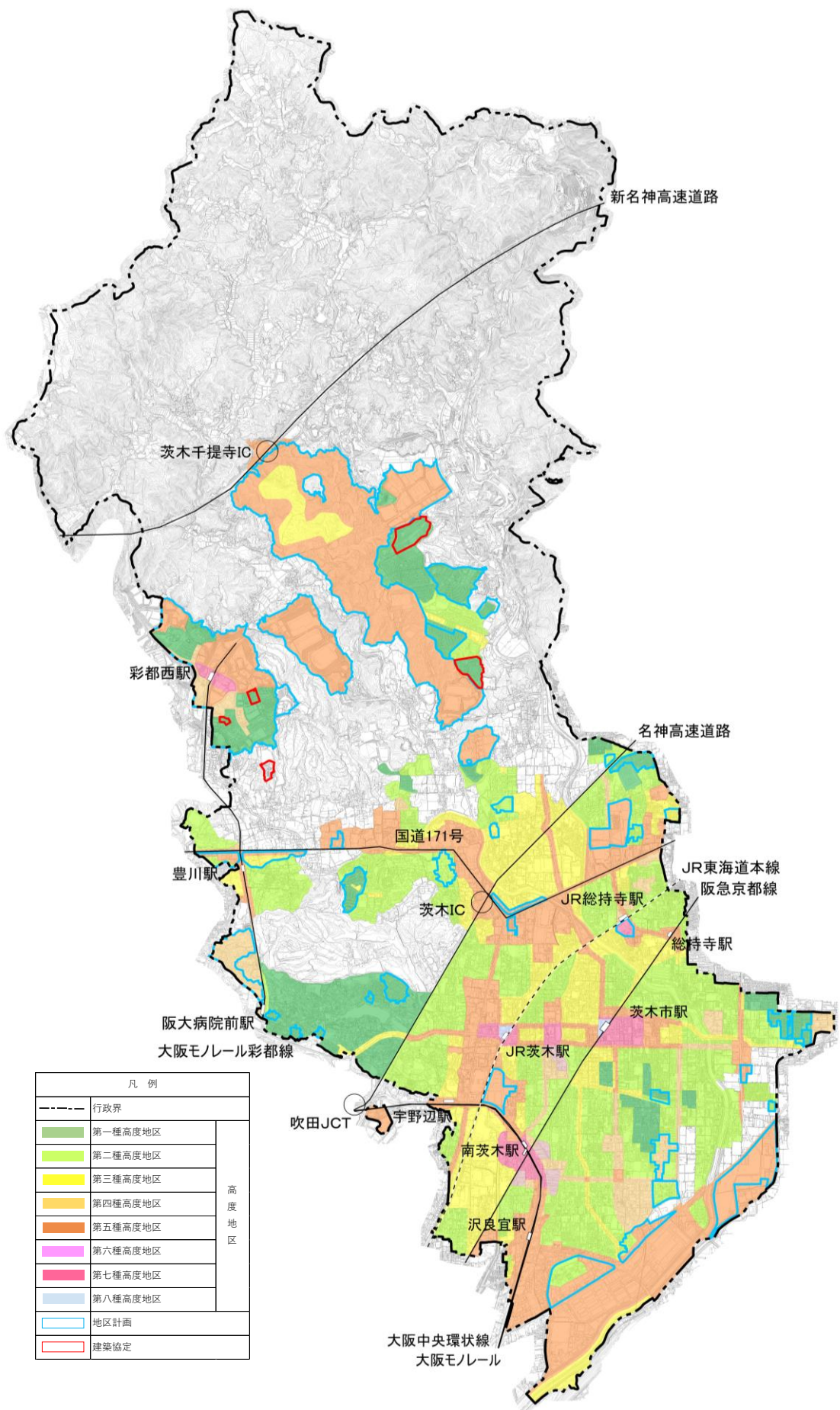
3. 茨木市のこれまでの景観形成の取組み

茨木市では、平成2年に策定した「茨木市都市景観整備基本計画」に基づき、市内8地区で「デザインマニュアル」を策定し、建築物等の誘導を行うことで、良好な景観形成を進めてきました。

また、地域特性に合わせ土地の区画の大きさや建築物の高さ等のきめ細かな制限を定める地区計画や建築協定の活用にも努めるとともに、市街地の特性に応じて建築物の高さを抑制する高度地区を市街化区域に指定するなど、積極的に景観誘導に努めてきました。

さらに、「大阪府景観計画」では、国道171号の沿道、大阪中央環状線の沿道及び北摂山系が景観計画区域として位置づけられ、今後、西国街道も位置づけられる予定となっています。





高度地区、地区計画、建築協定指定状況図